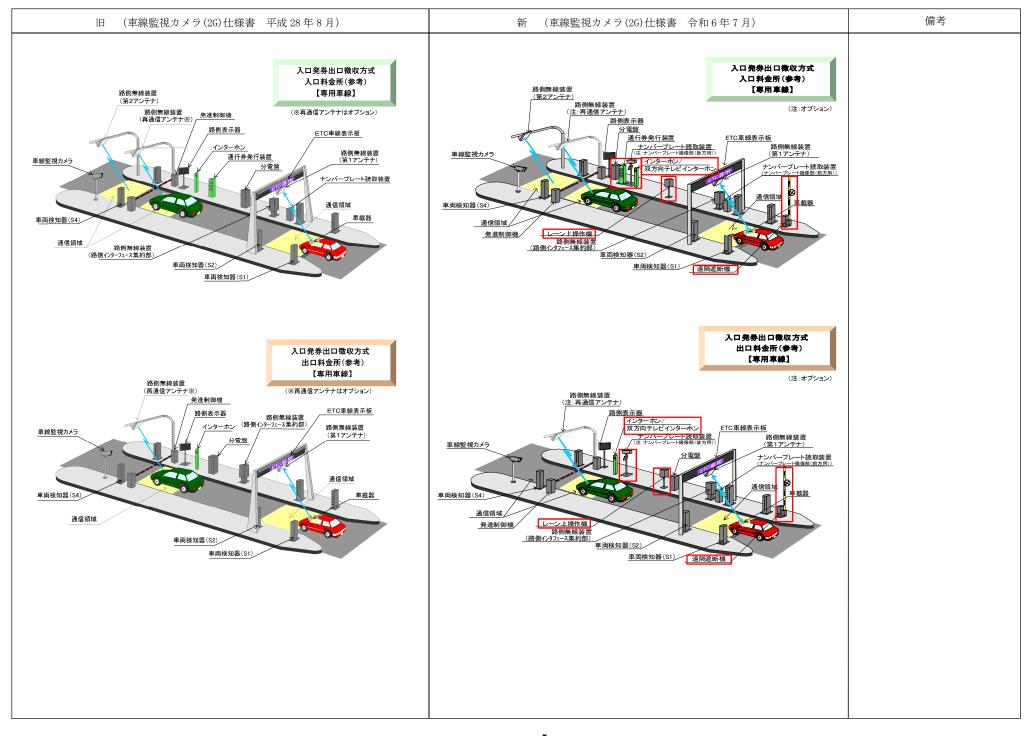
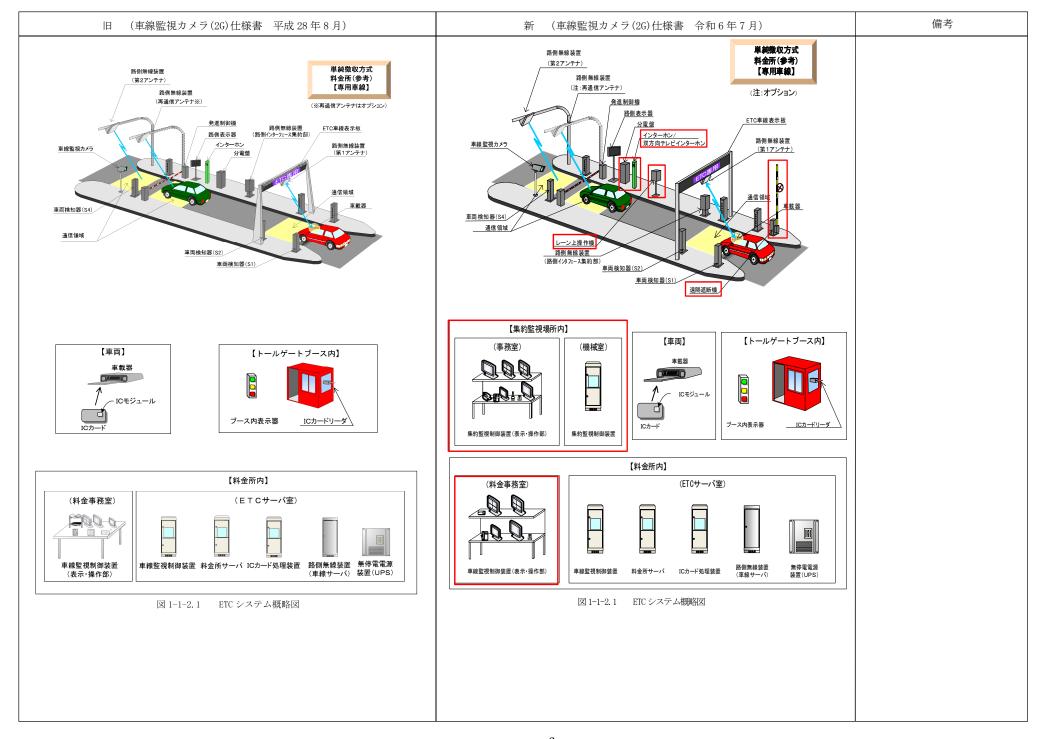
新 (車線監視カメラ(26)仕様書 令和6年7月)	備考
車線監視カメラ(2G)仕様書	
施仕第 <del>16</del> <u>24</u> 221-10(2G) 号	
<del>平成 28 </del>	
東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社	
	車線監視カメラ (2G) 仕様書 施仕第 1624221-10 (2G) 号 平成 28 全和 6 年 87 月 東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社

旧 (車線監視カメラ(2G)仕様書 平成28年8月)	新 (車線監視カメラ(26)仕様書 令和6年7月)	備考
車線監視カメラ (26) 仕様書 (目次)	車線監視カメラ (26) 仕様書(目次)	
東線監視カメラ (26) 仕様書(目次)  第 1 章 一鮫的事項	第1章 一般的事項. 1-1 1-1 本仕採書の適用範囲及びETC システムの概要 1-1 1-1-1 本仕採書の適用範囲 1-1 1-1-2 ETC システムの概要 1-1 1-1-2 ETC が の表別を観光である。 1-4 1-2 他の規格書及び性素等との関連 1-6 1-3 適用規格 1-7 1-4 用語の説明 1-8 第 2章 必要条件. 2-1 2-1 必要条件及び構造 2-1 2-2 電源 2-2 2-2-1 電解部の特性 2-2 2-2-2 3 結解抵抗 2-2 2-2-3 結解抵抗 2-2 2-2-4 総縁取任 2-3 2-3 設置場所 2-3 2-4 総縁取任 2-3 2-6 信解性 2-3 2-6 信解性 2-4 2-7 行風品 2-5 2-6 信解性 2-4 2-7 行風品 2-5 2-7 保守用品 2-5 2-8 予備品 2-5 2-9 保守用品 2-5 3-1 必要条件及び構造 3-1 3-1 複雑を及び構成 3-1 3-1 複雑を及び構成 3-1 3-1 を要条件及び構造 3-2 3-2 複雑を及び構成 3-1 3-1 を要条件及び構成 3-1 3-1 を要条件及び構造 3-1 3-1 を要条件及び構造 3-2 3-2 がメラストの対象 3-1 3-1 を要条件及び構成 3-1 3-2 複雑を及び構成 3-1 3-2 複雑を及び構成 3-1 3-1 を要条件及び構造 3-1 3-1 を要条件及び構造 3-1 3-1 を要条件及が構造 3-1 3-1 を要条件及び特益 3-1 3-1 を要条件及び特益 3-1 3-1 を要条件及が構造 3-2 3-2 がメラストの対象 3-2 3-2 がメラストの対象 3-2 3-2 がメラストの対象 3-2 3-2 がメラストの対象 3-3 3-2-4 電筋部の機能 3-3 3-2-4 電筋部の機能 3-3 3-2-4 電筋部の機能 3-3 3-2-4 電筋のの機能 3-3	

旧 (車線監視カメラ(2G)仕様書 平成 28 年 8 月)	新 (車線監視カメラ(2G)仕様書 令和6年7月)	備考
4-1 自主検査       4-1         4-2 工場立会検査       4-1         付属資料 A ETC 標準機能分担表       付属資料 B ETC 装置間データフロー	4-1 自主検査       4-1         4-2 工場立会検査       4-1         付属資料A ETC 標準機能分担表       付属資料B ETC 装置間データフロー	
本仕様書の適用は以下のとおりである。 東日本高速道路株式会社 平成 28 年 8 月 中日本高速道路株式会社 平成 28 年 8 月 西日本高速道路株式会社 平成 28 年 8 月	本仕様書では各道路会社に適用する注釈を下記のとおりとする。 ※1:東日本高速道路株式会社に適用する。 ※2:中日本高速道路株式会社に適用する。 ※3:西日本高速道路株式会社に適用する。	
	本仕様書の適用は以下のとおりである。 東日本高速道路株式会社 平成28 合和6 年 87 月 中日本高速道路株式会社 平成28 合和6 年 87 月 西日本高速道路株式会社 平成28 合和6 年 87 月	

旧 (車線監視カメラ(2G)仕様書 平成 28 年 8 月)	新 (車線監視カメラ(2G)仕様書 令和6年7月)	備考
1章 一般的事項	第1章一般的事項	
-1 本仕様書の適用範囲及び ETC システムの概要	1-1 本仕様書の適用範囲及びETC システムの概要	
1-1-1 本仕様書の適用範囲 本仕様書は、有料道路等における有料道路自動料金支払いシステム(以下、ETC システム:Electronic Toll Collection System という。)に用いる ETC 車線の車両の運行状況の 撮影を行う車線監視カメラに適用する。	1-1-1 本仕様書の適用範囲 本仕様書は、有料道路等における有料道路自動料金支払いシステム(以下、「ETC システム: Electronic Toll Collection System という。)に用いる <u>て、</u> ETC 車線の車両の運行 状況の撮影を行う車線監視カメラに適用する。	
1-1-2 ETC システムの概要 ETC システムとは、有料道路等における料金所において通行車両が装着した車載器と料金 所ゲートに設置した路側無線装置との間で、車両の通行や料金に関する情報を無線通信に よって交信し、人手を介することなく自動的に料金を支払うことを可能とするシステムで あり、 1. 料金所渋滞の解消 2. キャンュレス化による利便性の向上 3. 管理費の削減 を目的としている。 なお、以下に ETC システム概略図を図 1-1-2.1 に示す。	1-1-2 ETC システムの概要 ETC システムとは、有料道路等における料金所において通行車両等が装着した車載器と料金所が一トに設置した路側無線装置との間で、車両等の通行や料金に関する情報を無線通信によって交信し、人手を介することなく自動的に料金を支払うことを可能とするシステムであり、 1. 料金所決等の解消 2. キャッシュレス化による利便性の向上 3. 管理費の削減 を目的としている。 なお、以下にETC システム機路図を図1-1-2.1 に示す。	





#### 1-1-3 ETC 路側装置の機能概要

各 ETC 路側装置の機能概要を以下に示す。

- (1) 路側無線装置
  - 1) アンテナ(無線部)[第1・第2]

ETC 車線を通行する車両に取付けられた車載器と無線通信を行い、料金徴収に必要なデータを送受信する。

2) アンテナ (無線部) [再通信] (オプション)

第1アンテナでETC 車線を通行する車両に取付けられた車載器との無線通信が失敗した際に使用され、第1アンテナの代わりに、料金徴収に必要なデータを送受信する。

3) 車線サーバ(通信制御部)

各 ETC 路側装置の動作状況により制御を行い、アンテナ(第1・第2・再通信(オプション))で受信したデータ等を処理し、料金所サーバへ送信する。また、各 ETC 路側装置から送出される故障情報を受信する。

(2) ETC 車線表示板

ETC 車線を通行する車両に対し、車線運用状況の表示を行い、通行情報の処理を行う。

(3) 車両検知器

ETC 車線を通行する車両に対し、車両の検知等を行う。

(4) ナンバープレート読取装置

ETC 車線を通行する車両に対し、車種識別対象となった車両について、ナンバープレート情報等の情報を取得し車種識別を行う。また、併せて車両検知器(S1)の各種機能を行う。

(5) 路側表示器

ETC 車線を通行する車両に対し、表示器の表示により、通行可否、料金表示等の表示を行う。

(6) 発進制御機

ETC 車線を通行する車両に対し、開閉バーの制御により、通行可否の指示を行う。

(7) ブース内表示器

ブース内の収受員に対し、ETC 車線を通行する車両が ETC 車、異常 ETC 車又は非 ETC 車等を表示すると共に、発進制御機の開制御等を行う。

(8) インターホン

料金事務室に設置された親機と、アイランドに設置された子機で構成され、停止した 車両との通話に用いる。

(9) 通行券発行装置

ETC 車線を通行した車両が、非 ETC 車または異常 ETC 車に対して、通行券の発券を行う。

1-1-3 ETC 路側装置の機能概要

各ETC路側装置の機能概要を以下に示す。

- (1) 路側無線装置 (料金所用)
  - 1) アンテナ(無線部)[第1・第2]

ETC 車線を通行する車両に取付けられた車載器と無線通信を行い、料金徴収に必要なデータを送受信する。

2) アンテナ (無線部) [再通信] (オプション)

第1アンテナでETC 車線を通行する車両に取付けられた車載器との無線通信が失敗した際に使用され、第1アンテナの代わりに、料金徴収に必要なデータを送受信する。

事線サーバ(通信制御部)

各 ETC 路側装置の動作状況により制御を行い、アンテナ(第1・第2・再通信(オブション))で受信したデータ等を処理し、料金所サーバへ送信する。また、各 ETC 路側装置から送出される故障情報を受信する。

(2) ETC 車線表示板

ETC 車線を通行する車両に対し、車線運用状況の表示を行い、通行情報の処理を行う。

(3) 車両検知器

ETC 車線を通行する車両に対し、車両の検知等を行い、通行情報の処理を行う。

(4) ナンバープレート読取装置

ETC 車線を通行する車両に対し、車種識別対象となった車両について、ナンバープレート操像を行い、ナンバープレート情報等の情報を取得し車種識別を行う。また、併せて車両降知器(S1)の各種機能を行う。

(5) 路側表示器

ETC 車線を通行する車両に対し、表示器の表示により、通行可否、<u>及び</u>料金表示等の 表示を行う。

(6) 発油制御機

ETC 車線を通行する車両に対し、開閉バーの制御により、通行可否の指示を行う。

(7) ブース内表示器

ブース内の収受員に対し、ETC 車線を通行する車両がETC 車、異常ETC 車<del>又はまたは</del>非ETC 車等を表示すると共に、発進制御機の開制御等を行う。

(8) インターホン

料金事務室に設置された親機と、アイランドに設置された子機で構成され、停止した 車両との通話に用いる。

(9) 通行券発行装置

ETC 車線を通行した車両が、非ETC 車又は<u>または</u>異常ETC 車に対して、通行券の発券を行う。

(10) 車線監視カメラ

ETC 車線を<u>の ETC 路側機器の動作状況や車両の運行状況通行する車両等</u>の撮影を行う。

旧 (車線監視カメラ(26)仕様書 平成28年8月)	新 (車線監視カメラ(26)仕様書 令和6年7月)	備考
	(11) 料金所サーバ	
0) 車線監視カメラ	車線サーバからの各 ETC 路側装置の状態監視や本装置の状態監視を行い、車線監視制	
ETC 車線を通行する車両等の撮影を行う。	御装置へ通知及び料金収受機械システム等の上位装置へのETC 処理結果情報の送受信を	
1) 料金所サーバ	行う。	
車線サーバからの各 ETC 路側装置の状態監視や本装置の状態監視を行い、車線監視制	(12) IC カード処理装置	
御装置へ通知及び料金収受機械システム等の上位装置への ETC 処理結果情報の送受信を	路側無線装置の整備されない料金所に設置され、ICカードによる決済を行うための処	
行う。	理と記録を行う。	
2) IC カード処理装置	(13) 車線監視制御裝置	
路側無線装置の整備されない料金所に設置され、IC カードによる決済を行うための処	ETC 車線の運用状態の監視並びに各種 ETC 路側装置の状態監視及び制御を行う。	
理と記録を行う。	(14) 路側無線装置(お知らせ用)	
3) 車線監視制御装置	車両に取付けられた車載器と無線通信を行うことにより、車載器におけるETC用IC	
ETC 車線の運用状態の監視並びに各種 ETC 路側装置の状態監視及び制御を行う。 4) 路側無線装置(お知らせ用)	中門に取りりられた単軟品と無線面目を11 プロとにより、単軟品における BIC / HIC カードの未挿入に対して通知を行う。	
4)	1) アンテナ(無線部)	
単門に取りりられた単載器と無縁通信を行うことにより、単載器におけるEIU用IU カードの未挿入に対して通知を行う。	本線又はまたはランプを通行する車両に取付けられた車載器と無線通信を行い、未	
カートの木押八に対して通知を引う。 1) アンテナ(無線部)	神入通知に必要なデータを送受信する。	
1) ノンノハ(無縁部) 本線又はランプを通行する車両に取付けられた車載器と無線通信を行い、未挿入通	1	
知に必要なデータを送受信する。	アンテナ(無線部)で受信したデータ等を処理すると共に、アンテナ(無線部)から送	
(A) 制御部	出される故障・監視制御情報を送受信する。	
アンテナ(無線部)で受信したデータ等を処理すると共に、アンテナ(無線部)から送	(15) 無停電電源装置(UPS)	
出される故障・監視制御情報を送受信する。	商用電源の停電等により自家発電設備から給電が開始されるまでの間、各種ETC 路側	
5) 無停電電源装置 (UPS)	装置に対して安定した電源供給を行う。	
商用電源の停電等により自家発電設備から給電が開始されるまでの間、各種 ETC 路側	(16) 画像サーバ (オプション)	
装置に対して安定した電源供給を行う。	ナンバープレート読取装置から受信したナンバープレート情報等を蓄積し、指定	
	された条件より検索を行う。	
	(17) 集約監視制御裝置	
	ETC 車線の運用状態の監視並びに各種 ETC 路側装置の状態監視及び制御を集約し	
	遠隔で行う。	
	(18) 双方向テレビインターホン	
	料金事務室に設置された親機と、アイランド上に設置された子機で構成され、	
	料金事務室とアイランド間で双方向の映像配信し、映像を見ながら音声で通話す	
	<u>るためのインターホンに用いる。</u>	
	(19) レーン上操作機	
	非ETC 車・異常ETC 車の進入対応、および保守点検明に、アイランド上からレ	
	ーン閉鎖・開放を行う。 (201) ************************************	
	(20) 遠隔遮断機 車線を閉鎖するために、遮断バーの制御により、車両の通行規制を行う。	
	生物がとは呼ばるというには、 医療など、 一つとは、 単一では、 単いでは、 単い	

## 1-2 他の規格書及び仕様書等

関連する他の規格書及び仕様書(本仕様書を含む)を表 1-2.1 に示す。

表 1-2.1 関連 ETC 規格書及び仕様書一覧

	EIU 規格普及UUI 依昔一見
番 号	関連規格書及び仕様書
ETC-B**200P	5.8GHz帯DSRC路側無線装置規格書
ETC-B**210P	5.8GHz帯DSRC車載器規格書
ETC-B**230P	5.8GHz帯DSRCインタフェース規格書
ETC-A**200P	ETC路側無線装置仕様書
ETC-A**210P	ETC車載器仕様書
施仕第**220-1号	路側無線装置(料金所用)仕様書
施仕第**220-1A号	路側無線装置(料金所用)仕様書
施仕第**220-1B号	路側無線装置(料金所用)仕様書
施仕第**220-2号	ETC車線表示板仕様書 ※1
施仕第**220-3号	車両検知器仕様書
施仕第**220-4号	ナンバープレート読取装置仕様書
施仕第** 2 2 0 - 5 号	路側表示器仕様書
施仕第**220-6号	発進制御機仕様書
施仕第**220-7号	ブース内表示器仕様書
施仕第**220-8号	インターホン仕様書
施仕第**220-9号	通行券発行装置仕様書
施仕第**220-10号	車線監視カメラ仕様書
施仕第**220-11号	料金所サーバ仕様書
施仕第**220-12号	ICカード処理装置仕様書
施仕第**220-13号	車線監視制御盤仕様書
施仕第**220-14号	ETC監視中央局設備仕様書
施仕第**220-15号	路側無線装置(お知らせ用)仕様書
施仕第**221-1 (2G) 号	路側無線装置(料金所用2G)仕様書
施仕第**221-2(2G)号	ETC 車線表示板(2G) 仕様書
施仕第**221-3(2G)号	車両検知器(2G)仕様書
施仕第**221-4(2G)号	ナンバープレート読取装置 (2G) 仕様書
施仕第**221-5(2G)号	路側表示器(2G)仕様書
施仕第**221-6 (2G) 号	発進制御機 (2G) 仕様書
施仕第**221-8 (2G) 号	インターホン(2G)仕様書
施仕第**221-10(2G)号	車線監視カメラ(2G)仕様書
施仕第**221-11(2G)号	料金所サーバ(2G)仕様書
施仕第**221-13(2G)号	車線監視制御装置 (2G) 仕様書
施仕第**221-16 (2G) 号	車線サーバ (ソフトウェア) (2G) 仕様書
施仕第**221-17 (2G) 号	無停電電源装置 (UPS) (2G) 仕様書

※ \*\*は最新版の西暦下2桁(2012年ならば12)が適用される。

※1:中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社に適用する。

# 1-2 他の規格書及び仕様書等との関連

関連する他の規格書及び仕様書(本仕様書を含む)を表 1-2.1 に示す。

表 1-2.1 関連 ETC 規格書及び仕様書一覧

番号	里 CIC 規格音及の工体音一見 関連規格書及び仕様書
ETC-B**200P	5.8GHz 带DSRC 路側無線装置規格書
ETC-B**210P	5.8GHz 带DSRC 車載器規格書
ETC-B**230P	5.8GHz帯DSRCインタフェース規格書
ETC-A**200P	ETC路側無線装置仕様書
ETC-A**210P	ETC車載器仕様書
施仕第220-1号	路側無線装置 (料金所用) 仕様書
施仕第220-1A 号	路側無線装置(料金所用)仕様書
施仕第≫220-1B 号	路側無線装置(料金所用)仕様書
施仕第14220-2号	ETC 車線表示板仕様書 ※1×2×3
施仕第**220-3 号	車両検知器仕様書
施仕第220-4号	ナンバープレート読取装置仕様書
施仕第220-5号	路側表示器仕様書
施仕第220-6号	発進制御機仕様書
施仕第220-7号	ブース内表示器仕様書
施仕第220-8号	インターホン仕様書
施仕第220-9号	通行券発行装置仕様書
施仕第14:220-10 号	車線監視カメラ仕様書
施仕第220-11号	料金所サーバ仕様書
施仕第14:220-12 号	IC カード処理装置仕様書
施仕第4*220-13 号	車線監視制御盤仕様書
施仕第14:220-14 号	ETC監視中央局設備仕様書
施仕第4*220-15 号	路側無線装置(お知らせ用)仕様書
施仕第221-1 (2G) 号	路側無線装置(料金所用2G)仕様書
施仕第**221-2 (2G) 号	ETC 車線表示板(2G) 仕様書
施仕第14221-3 (2G) 号	車両検知器 (2G) 仕様書
施仕第221-4 (2G) 号	ナンバープレート読取装置 (2G) 仕様書
施仕第14221-5 (2G) 号	路側表示器 (2G) 仕様書
施仕第14221-6 (2G) 号	発進制御機 (2G) 仕様書
施仕第≈221-8 (2G) 号	インターホン (2G) 仕様書
施仕第≈221-10 (2G) 号	車線監視カメラ (2G) 仕様書
施仕第≈221-11 (2G) 号	料金所サーバ (2G) 仕様書
施仕第221-13 (26) 号	車線監視制御裝置 (2G) 仕様書
施仕第**221-16 (2G) 号	車線サーバ (ソフトウェア) (2G) 仕様書
施仕第221-17 (26) 号	無停電電源装置 (LPS) (2G) 仕様書
施仕第≫221-30(26)号	画像サーバ (2G) 仕様書
施仕第≫221-33 (26) 号	集約監視制御裝置 (2G) 仕様書
施仕第**221-34 (2G) 号	双方向テレビインターホン (2G) 仕様書
施仕第**221-35 (2G) 号	レーン上操作機 (2G) 仕様書
施仕第**221-36 (2G) 号	遠隔應斬機 (2G) 仕様書

※注:\*\*は最新版の西暦下2桁 (2012年ならば12) が適用される。

※1:中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社に適用する。

旧 (車線監視カメラ(2G)仕様書 平成28年8月)	新 (車線監視カメラ(2G)仕様書 令和6年7月)	備考
旧 (車線監視カメラ(2G)仕様書 平成28年8月)  - 3 適用規格  本仕様書に記載のない事項は、次の規格等に適合するものとする。 なお、特に版数を指定しない限りは最新版を適用するものとする。 (1) 適用規格、基準   1) 国際電気通信連合電機通信標準化勧告(ITU-R 勧告、ITU-T 勧告)   3) 国際標準規格 (ISO)   4) IEEE (Institute of Electrical and Electronics Engineers)規格   5) ANSI (American National Standards Institute) 規格   6) 日本工業規格(IIS)   7) 電気規格調査会標準規格(JEC)   8) 日本電機工業会規格(JEM)   9) 電子情報技術産業会(JEITA)規格   (2) 日本国適用法令   1) 電波法(昭和25年、法律第131号)   2) 道路法(昭和27年、法律第180号)   3) 道路構造令   4) 国土交通省令   5) 終済産業省令「電気設備に関する技術基準」   6) その他関連法令	## (車線監視カメラ(26)仕様書 令和6年7月)  1-3 適用規格 本仕條部に記載のない平頂は一次の規格等-金適合するものとする。 なお、核に複数を指定しない限りは最新成を適用するものとする。 (1) 適用規格、基準  1) 国際電気運搬金額(IEO 推奨規格  2) 国際電気運搬金額(IEO 推奨規格  2) 国際電気運搬金額(IEO 推奨規格  3) 国際電池(地間規格(ISO)  4) IEEE(Institute of Electrical and Electronics Engineers)規格  5) ANI (American National Standards Institute) 規格  6) 日本主义主义規格(IEO)  7) 電気規格器企会標準規格(IEO)  8) 日本電域正常を規格(IEO)  9) 電子情報技術産業監会(IEITA)規格  (2) 日本国政団研究子年、法律第131号)  2) 道路法(昭和25年、法律第131号)  2) 道路法(昭和25年、法律第180号)  3) 道路標金令  4) 国土交通省令  5) 経済産業省令(電気設備に関する技術基準を定める省令」 (6) その他問題法令	(拥有)

旧 (車線監視カメラ(2G)仕様書 平成28年8月)	新 (車線監視カメラ(2G)仕様書 令和6年7月)	備考
第2章 必要条件	第2章 必要条件	
2-1 必要条件及び構造	2-1 必要条件及び構造	
本装置の必要条件及び構造を以下に示す。	本装置の必要条件及び構造を以下に示す。	
(1) 構造、形状、寸法、質量はなるべく小型、軽量で堅牢であること。 (2) 地震、台風、火災等に対する措置が講じられている構造であること。なお、屋外設置装置に関しては、併せて、防水、防錆、防塵、塩害に対する措置が講じられている構造であり、かつ当該納入製品又は同一仕様において JIS C 0920 「電気機械器具の外郭による保護等級 (IP コード)」 IPx3 以上とする。	(1) 構造、形状、寸法、 <u>及び</u> 質量はなるべく小型、軽量で堅牢であること。 (2) 地震、台風、火災等に対する措置が講じられている構造であること。なお、屋外設置装置に関しては、併せて、防水、防錆、防塵、 <u>及び</u> 塩害に対する措置が講じられている構造であり、かつ当該納入製品又は同一仕様において JIS C 0920 「電気機械器具の外郭による保護等級 (IP コード)」IPx3 以上とする。	
<ul><li>(3) 人体への影響、他の電子機器への電磁干渉に対して十分な配慮が払われていること。</li><li>(4) 筐体は、容易に開けられない構造とし、扉を設置する場合は、扉は鍵付きとし、施錠できる構造であること。</li></ul>	<ul><li>(3) 人体への影響、他の電子機器への電磁干渉に対して十分な配慮が払われていること。</li><li>(4) 筐体は、容易に開けられない構造とし、扉を設置する場合は、扉は鍵付きとし、施錠できる構造であること。</li></ul>	
(5) 筐体内部の発熱(屋外設置装置に関しては及び太陽光による輻射熱も含む)等の局所的 な温度上昇を緩和する構造とすること。	(5) 筐体内部の発熱(屋外設置装置に関しては及び太陽光による輻射熱も含む)等の局所的 な温度上昇を緩和する構造とすること。	
(6) 電源投入状態で、構成品の内部に結露を発生させない構造とすること。 (7) 無停電電源装置の切替等の瞬断時に、安定した動作をすること。	(6) 電源投入状態で、構成品の内部に結露を発生させない構造とすること。 (7) 無停雷電源装置の切替等の瞬態時に、安定した動作をすること。	

- (8) 屋外設置装置については、車両進行方向に対して、側面または裏面からの保守点検(計 器測定を含む)が容易に行える構造とし、運用車線への影響を極力少なくすること。また 保守点検は簡便に行えることとし、外部出力信号を出せる構造であること。
- (9) 筐体は D 種接地を施すことのできる構造であること。 また、下記の(10)及び(11)に示す雷保護デバイスは、別途、避雷専用の接地を施すこと が出来る構造であること。
- (10) 屋外設置装置の電源部は、JIS C 5381-1「低電圧システムに接続するサージ保護デバ イスの所要性能及び試験方法」クラスⅡを満足する耐雷に対する措置を講ずること。な お、サージ保護デバイスの試験の公称放電電流は5,000Aとする。
- (11) 屋外設置装置の回線保護については、JIS C 5381-21「通信及び信号回路に接続するサ ージ防護デバイスの所要性能及び試験方法|カテゴリC2を満足する耐雷に対する措置 を講ずること。なお、サージ保護デバイスの試験の公称放電電流は5,000Aとする。

- (7) 無停電電源装置の切替等の瞬断時に、安定した動作をすること。
- (8) 屋外設置装置については、車両等進行方向に対して、側面または又は裏面からの保守点 検(計器測定を含む)が容易に行える構造とし、運用車線への影響を極力少なくするこ と。また保守点検は簡便に行えることとし、外部出力信号を出せる構造であることとす
- (9) 筐体はD種接地を施すことのできる構造であること。 また、下記の(10)及び(11)に示す雷保護デバイスは、別途、避雷専用の接地を施すこと が出来る構造であること。
- (10) 屋外設置装置の電源部は、JIS C 5381-11「低電圧配電システムに接続する低圧サー ジ保防護デバイスの所要要求性能及び試験方法」クラスⅡを満足する耐雷に対する措 置を講ずること。なお、サージ保護デバイスの試験の公称放電電流は5,000Aとする。
- (11) 屋外設置装置の回線保護については、JIS C 5381-21 「通信及び信号回路線に接続する サージ防護デバイス (SPD) の所要要求性能及び試験方法」カテゴリ C2 を満足する耐 雷に対する措置を講ずること。なお、サージ保護デバイスの試験の公称放電電流は 5,000A とする。

# 新 (車線監視カメラ(2G)仕様書 令和6年7月)

#### 備考

(12) 筐体に管理銘板を取り付けるものとする。

管理銘板は耐久性に優れた材質とし、記載事項は明瞭に刻印又は印刷するものとする。 また、取付位置は筐体扉等の内側の下部とし、堅牢に取付けるものとする。記載事項は 日本文字で記載するものとし、次のとおりとする。なお、管理銘板の参考図を図2-1. 1に示す。

記載事項 : 「○日本高速道路株式会社」「○○装置」「仕様書番号」「定格電圧」 「周波数」「製造年月(工場出荷時期とする。)」「製造者」

> □ 日本高速道路株式会社 機器名 □ ○ 装置 仕様書番号 施仕第○○○○号 定格電圧 ○○○○○ 周波数○○ Hz 製造年月 平成○○年○○月 製造者 ○○○○○○

図 2-1.1 管理銘板 (参考図)

#### 2-2 電源

### 2-2-1 電源部の特性

- (1) 本装置が必要とする安定化電源を備えること。
- (2) 1 秒以内の瞬断に対して継続動作するものとし、停電が発生しても電源の回復後、自動 復旧が可能なものとする。
- (3) 電源部の一次側にノイズを出さないことに留意すること。

### 2-2-2 入力条件

単相 AC100V±10% 50Hz/60Hz±5%

#### 2-2-3 絶縁抵抗

交流電源入力端子-筐体間は 10MΩ以上(直流 500VA の絶縁抵抗計で測定。サージ吸収素子は除く)であること。

(12) 筐体に管理銘板を取り付けるものとする。

管理銘板は耐久性に優れた材質とし、記載事項は明瞭に刻印又は印刷けるものとする。 また、取付位置は筐体扉等の内側の下部とし、堅牢に取付けるものとする。記載事項は 日本文字で記載するものとし、次のとおりとする。なお、管理銘板の参考図を図2-1.1 に 示す。

記載事項 :「○日本高速道路株式会社」「○○装置」「仕様書番号」「定格電圧」 「周波数」「製造年月(工場出荷時期とする。)」「製造者」

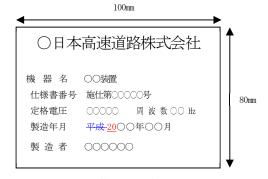


図 2-1.1 管理銘板 (参考図)

# 2-2 電源

#### 2-2-1 電源部の特性

- (1) 本装置が必要とする安定化電源を備えること。
- (2) 1秒以内の瞬期に対して継続動作するものとし、停電が発生しても電源の回復後、自動 復旧が可能なものとする。
- (3) 電源部の一次側にノイズを出さないことに留意すること。

#### 2-2-2 入力条件

単相 AC100V±10% 50Hz/60Hz±5%

### 2-2-3 絶縁抵抗

交流電源入力端子-筐体間は 10MΩ 以上(直流 500VAの絶縁抵抗計で測定。サージ吸収素子は除く)であること。

# 新 (車線監視カメラ(2G)仕様書 令和6年7月)

## 備考

#### 2-2-4 絶縁耐圧

交流電源入力端子-筐体間は、AC1500Vを1分間印加し、異常のないこと。(サージ吸収素子は除く。)

#### 2-3 設置場所

料金徴収施設及びその周辺(アイランド上)

# 2-4 環境条件

ETC 路側装置の環境条件を以下に示す。

設置場所	屋内	屋外	備考
	IEC60721-3-3 3K3/3Z1/3B1/3 C1/3S2/3M2	IEC60721-3-4 4K2/4Z7/4B1/4 C2/4S3/4M4	
環境条件	K: 気象条件 B: 微生物条件 C: 化学的活性物質 S: 機械的活性物質 F: 汚損液体 M: 機械的条件	K: 気象条件 Z:特別な気象条件 B: 微生物条件 C: 化学的活性物質 S: 機械的活性物質 M: 機械的条件	

詳細は、IEC60721-3-3 及び IEC607213-4 Classification of environmental conditions Part3:Classification of groups of environmental parameters and their severities

- Stationary use at non-weatherprotected locations.を参照する。

ただし、周囲温度、相対湿度及び高度は次に示すものとする。

気象条件	屋内	屋外	
周囲温度	0 ℃~+4 0 ℃	-20℃~+50℃	
问囲価及	(平均35℃以下)	(平均35℃以下)	
相対湿度	85%以下において	85%以下において	
作为强度	結露なきこととする。	結露なきこととする。	
高 度	1,000m以下	1,000m以下	

#### 2-5 塗装仕様

塗装仕様及び塗装色については、メーカ標準とする。

#### 2-2-4 絶縁耐圧

交流電源入力端子一筐体間は、AC1500Vを1分間印加しAC1000Vを1分間印加し、異常のないこと。(サージ吸収素子は除く。)

## 2-3 設置場所

料金徴収施設及びその周辺(アイランド上)

## 2-4 環境条件

ETC 路側装置の環境条件を以下に示す。

設置場所	屋内	屋外	備考
環境条件	IEC60721-3-3 3K3/3Z1/3B1/3C1/3S2/3M2 K: 気象条件 B: 微生物条件 C: 化学的活性物質 S: 機變的活性物質 F: 污損液体 M: 機變的条件	IEC60721-3-4 4K2/4Z7/4B1/4C2/4S3/4M4 K: 気象条件 2: 特别小公気象条件 B: 微生物条件 C: 化学的活性物質 S: 機械的活性物質 M: 機械的条件	

詳細は、IEC60721-3-3 及び IEC60721\_3-4 Classification of environmental conditions - Part3:Classification of groups of environmental parameters and their severities - Stationary use at non-weatherprotected locations. を参照する。
ただし、周囲温度、及び相対温度及び高度は次に示すものとする。

気象条件	屋内	屋外	
周囲温度	0℃~+40℃ <del>- (平均 35℃以下) -</del>	-20℃~+50℃ - <del>(平均 35℃以下)-</del>	
相対湿度	85%以下において 結露なき <del>こと</del> ものとする。	85%以下において 結露なき <del>こと</del> ものとする。	
高 度	1, 000m以下	1, 000m以下	

## 2-5 塗装仕様

塗装仕様及び塗装色については、メーカ標準とする。

#### 2-6 信頼性

#### (1) 信頼度

- 1) 本装置は、週7日、1日24時間の連続運用とし、アベイラビリティが99.0%を下回 らないよう考慮する。
- 2) メインテナビリティを十分考慮した設計をすること。

### (2) MTBF 設計目標値

本装置の MTBF 設計目標値は、「5.8 GHz DSRC 路側無線装置規格書 ETC-B\*\*200P」「2-13-2 MTBF」のクラス  $65(1\times10^4$  時間以上)とすること。なお、MTBF の設計計算に当たっては、部品故障率は公表された数値もしくは当該部品に類似の部品実績値等に基づいた数値を使用するものとする。

ただし、保守員等にて容易に交換可能な部位に関しては、MTBF 設計目標値に含まないものとする。

### (3) MTTF(平均故障寿命)

交換可能な部位の故障までの時間の期待値(MTTF)は表 2-6.1 に示すとおりとする。 なお、本数値は各部位における故障までの平均的な時間の期待値を示しており、予防 保全を考慮した推奨交換周期である。

また、下表以外に定期的な交換を必要とする部位を使用する場合は、あらかじめ MTTF 値について監督員の承諾を得るものとする。

表 2-6.1 MTTF

対象部位	MTTF	備考
ワイパゴム	3年	

### (4) 交換時間

交換可能な部位の交換時間は表 2-6.2 に示す値以下とする。

また、下表以外に定期的な交換を必要とする部位を使用する場合は、あらかじめ交換 時間について監督員の承諾を得るものとする。

表 2-6.2 交換時間

対象部位	交換時間	備考
ワイパゴム	15分以内	

注) 交換時間は現地での実作業時間とし、算出にあたっては交通規制、作業車両準備、 部材調達等の時間は除くものとする。

ただし、交換に関連する部品の取り外し、取り付け、試験調整(装置の立上げ等の ための設定作業は除く。)を含むものとする。

#### 2-6 信頼性

### (1) 信頼度

- 本装置は、週7日、1日24時間の連続運用とし、アベイラビリティが99.50%を下回 らないよう考慮する。
- 2) メインテナビリティを十分考慮した設計を行うものとすること。

#### (2) MTBF 設計目標値

本装置のMTBF設計目標値は、「5.8GHz #DSRC 路側無線装置規格書 ETC-B\*\*200P」-「2-13-2 \_MTBF」のクラス G5(1×10 時間以上)とすること。なお、MTBF の設計計算に当たっては、部品故障率は公表された数値もしくは当該部品に類似の部品実績値等に基づいた数値を使用するものとする。

ただし、保守員等にて容易に交換可能な部位に関しては、MTBF設計目標値に含まないものとする。

## (3) MTTF(平均故障寿命)

交換可能な部位の故障までの時間の期待値(MTTF)は表 2-6.1 に示すとおりとする。 なお、本数値は各部位における故障までの平均的な時間の期待値を示しており、予防 保全を考慮した推奨交換周期である。

また、下表以外に定期的な交換を必要とする部位を使用する場合は、あらかじめMTF 値について監督員の承諾を得るものとする。

表 2-6.1 MTTF

対象部位	MTTF	備考
ワイパゴム	3年 <u>以上</u>	

### (4) 交換時間

交換可能な部位の交換時間は表2-6.2に示す値以下とする。

また、下表以外に定期的な交換を必要とする部位を使用する場合は、あらかじめ交換時間について監督員の承諾を得るものとする。

表 2-6.2 交換時間

対象部位	交換時間	備考	
ワイパゴム	15 分以内以下		

注: 交換時間は現地での実作業時間とし、算出にあたっては交通規制、作業車両準備、 部材調産等の時間は除くものとする。

ただし、交換時間には関連する部品の取り外し、取り付け、試験調整(装置の立上 げ等のための設定作業/は除く。)を含むものとする。

# 新 (車線監視カメラ(2G)仕様書 令和6年7月)

## 備考

## 2-7 付属品

付属品を表 2-7.1 に示す。

表 2-7.1 付属品一覧

品 名	備考
通信ケーブル	詳細は特記仕様書による
電源ケーブル	II .
アイランドへの取付ボルト、	II .
ナット	
コネクター	使用数の100%
特殊工具	1式

注) 特殊工具はユニット、パネル等の交換時に必要とするものであり、一般市販 品ではないものとする。

## 2-8 予備品

予備品は表 2-8.1 に示す。

表 2-8.1 予備品一覧

品 名	備考
ワイパゴム	納入数量は特記仕様書で定める。

なお、上記以外に予備品が必要となる場合は品名及び数量を特記仕様書に定める。

# 2-9 保守用品

保守用品の品名及び数量は特記仕様書に定める。

## 2-7 付属品

付属品を表2-7.1 に示す。

表 2-7.1 付属品一覧

品 名	備考
通信ケーブル	詳細は特記仕様書による
電源ケーブル	n .
アイランド〜の取付ボルト、	II
ナット	
コネクター	使用数の100%
特殊工具	<del>1</del> _式

注: 特殊工具はユニット、パネル等の交換時に必要とするものであり、一般市販 品ではないものとする。

## 2-8 予備品

予備品は表2-8.1 に示す。

表 2-8.1 予備品一覧

品 名	備考
ワイパゴム	納入数量は特記仕様書で定める。

なお、上記以外に予備品が必要となる場合は品名及び数量を特記仕様書に定める。

## 2-9 保守用品

保守用品の品名及び数量は特記仕様書に定める。

# 新 (車線監視カメラ(2G)仕様書 令和6年7月)

#### 備考

#### 第3章 車線監視カメラ

#### 3-1 車線監視カメラの概要

ETC 車線の ETC 路側装置の動作状況や車両の運行状況の撮影を行う。

### 3-1-1 必要条件及び構造

第2章「2-1 必要条件及び構造」によるものとし、以下の項目を追加する。

- (1) 本装置のカメラ本体は、アイランド縁石天端からレンズの中心までの高さが 2800mm となるよう設置可能な構造であること。
- (2) 受光面に降雪や降雨等の付着がなるべく妨げる構造とすること。また、降雪や降雨等の 付着物を遠隔で取り除く手段を持つこと。

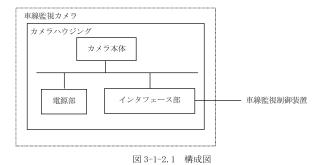
#### 3-1-2 機能及び構成

車線監視カメラは、ETC 車線を撮影するカメラ本体と、カメラ本体の防護や受光面の清掃を行うカメラハウジング、車線監視制御装置との間で映像信号、制御信号のやりとりを行うインタフェース部から構成される。

なお、カメラ本体、レンズ、カメラハウジングは分離構造とし、それぞれ交換可能なものとする。

車線監視カメラと車線監視制御装置とのインタフェースは IP 通信方式: LAN (Ethernet) とし、ワイパ信号は接点信号も可とする。

以下に構成図を図 3-1-2.1、機能配分を図 3-1-2.2 に示す。



#### 第3章 車線監視カメラ

#### 3-1 車線監視カメラの概要

ETC 車線の ETC 路側装置の動作状況や車両の運行状況の撮影を行う。

### 3-1-1 必要条件及び構造

第2章 [2-1 必要条件及び構造+によるものとし、以下の項目を追加する。

- (1) 本装置のカメラ本体は、アイランド縁石天端からレンズの中心までの高さが 2800mm となるよう設置可能な構造であること。
- (2) 受光面に降雪や降雨等の付着がなるべく妨げる構造とすること。また、降雪や降雨等の付着物を遠隔で取り除く手段を持つこと。

#### 3-1-2 機能及び構成

車線監視カメラは、ETC 車線を撮影するカメラ本体と、カメラ本体のV抗護や受光面の清掃を行うカメラハウジング、車線監視制御装置との間で映像信号、制御信号のやりとりを行うインタフェース部から構成される。

なお、カメラ本体、レンズ、カメラハウジングは分離構造とし、それぞれ交換可能なものとする。

車線監視カメラと車線監視制御装置とのインタフェースは IP 通信方式: LAN (Ethernet) とし、ワイパ信号は接点信号も可とする。

以下に構成図を図3-1-2.1、機能構成配分を図3-1-2.2に示す。

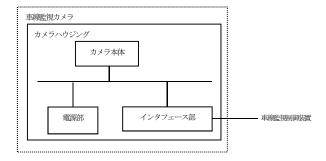
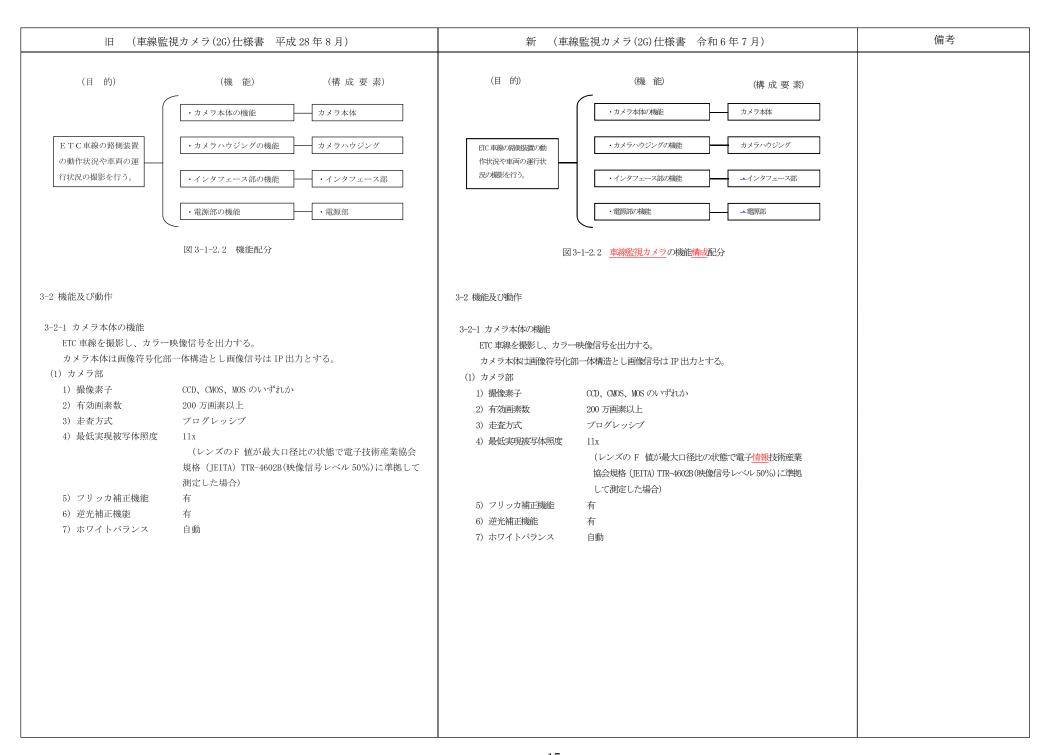


図 3-1-2.1 構成図



旧 (車線監視カメラ(2G)仕様書 平成28年8月)		新 (車線監視カメラ(2G)仕様書 令和6年7月)		備考
(2) レンズ 1) 画角	水平 45°以上 垂直 27°以上	(2) レンズ 1) 画角 2) 明るさ	水平 45°以上 垂直 27°以上 F1.6 <i>の</i> 明るさ以上	
2) 明るさ 3) 露出調整機構 4) フォーカス機能 (3) 画像符号化部 1) 画像符号化方式 2) プロファイルレベル 3) 画像符号化レート 4) 画像フレームレート 5) プロトコル	F1.6の明るさ以上 オートアイリス フォーカス調整機能を有すること H. 264(ISO/ICE14496-10) MP@L4以上 2Mbps~8Mbpsの範囲で設定可能なこと 29.97fps UDP、IP、RTP	3) 露出調整機構 4) フォーカス機能 (3) 画像符号化部 1) 画像符号化方式 2) プロファイルレベル 3) 画像符号化レート 4) 画像フレームレート 5) プロトコル 6) 画像配信方式	H. 264 (ISO/ICE14496-10) MP创4以上 2Mpps〜8Mpps の範囲で設定可能なこと 29. 97fps UDP、IP、RTP ユニキャスト・マルチキャスト	
し、一定時間動作後に自い位置で停止するものとい位置で停止するものといる。 水平及び垂直の角度調整 -2-3 インタフェース部の機能(1) 車線監視制御装置に対し(2) 車線監視制御装置との映とし、画像圧縮方式は H.	タ機能を有する。  (御装置より制御が行えるものとし、ワイパ ON 信号受信で動作動停止する。なお、ワイパ停止の際は、レンズの妨げにならなする。  機能を有し、適切な状態で固定を行えるものとする。  と 、映像・制御インタフェースを提供する。 ・像信号・制御信号インタフェースは、IP 通信方式:LAN(Ethernet) 264を適用する。 とし走査方式はプログレッシブとする。 6:9とする。 97fpsとする。	し、一定時間動作後に自! い位置で停止するものと (3) 水平及び垂直の角度調整 3-2-3 インタフェース部の機能 (1) 車線監視制御装置に対し (2) 車線監視制御装置との映 とし、画像圧縮方式はH.	タ機能を有する。 御装置より制御が行えるものとし、ワイパのN信号受信で動作 動停止する。なお、ワイパ停止の際は、レンズの妨げにならなする。 機能を有し、適切な状態で固定を行えるものとする。  と 、映像・制御インタフェースを提供する。 像信号・制御信号インタフェースは、IP 通信方式: LAN (Ethernet) 264 を適用する。 こし走査方式はプログレッシブとする。 i: 9 とする。 7fps とする。	

#### 表 3-2-3.1 インタフェース 仕様詳細

秋 5 2 3・1 インテンエ ハ [1780中州]			
項目	設定値	備考	
多重化方式	MPEG-2 システム TTS		
トランスポートプロトコル	RTP		
構成	UDP ヘッダ: RFC768 準拠 RTP ヘッダ: 下記項目の通り		
RTP ヘッグ	(1) バージョン(V): 2 (2) バティング: 0 (3) エクステンション: 0 (4) CSRC カウント: 0 (5) マーカ: 0or 1 (6) ベイロードタイプ 103 (MPEG-2 TTS)		
ペイロード部	1パケットの送信サイズ 192 byte×6 (MPEG-2 TTS)		
フレームレート	29. 97fps		
GOP	構造 IPPP フレーム数/GOP 15 もしくは30		
ワイパー制御	IP 通信方式:BA コマンド ON:BA8881 OFF:BA8880	装置 ID 判別無し 接点の場合を除く	
文字重畳機能	漢字、かな、カナ、英数字 (16 文字以上)		

(3) 車線監視制御装置とのワイパ制御信号を接点とした場合のインタフェースは表 3-2-3.2 ~3 とする。

## 表 3-2-3.2 接点インタフェース

制 御	内 容	信号状態	備考
車線監視制御装置 →車線監視カメラ (ワイパ制御信号)	無電源圧接点 無制御時:開接点 制 御 時:50ms±10%パルス 閉接点	50ms±10% on	制御信号受信後、ワイパを一定時間動作させる。

## 表 3-2-3.3 接点入力詳細

定格電圧	DC24V±10%
接点電流電源容量	10mA以上

#### 3-2-4 電源部の機能

電源部は本装置の各部に電源を供給する。必要な場合には各部が独立した電源部を有することもできる。

また、消費電力は、100VA以下とする。

### 表 3-2-3.1 通信インタフェース 仕様詳細

表 3-2-3.1 <u>畑信</u> インクノエーへ 1上旅中和				
項目	設定値	備考		
多重化方式	MPEG-2 システム TTS			
トランスポートプロトコル	RTP			
構成	UDP ヘッダ:RFC768 準拠			
	RTP ヘッダ:下記項目の通り			
RTP ^>y 9	(1)バージョン(V):2			
	(2)パティング:0			
	(3)エクステンション:0			
	(4) CSRC カウント:0			
	(5)マーカ:0or1			
	(6)ペイロードタイプ			
	103 (MPEG-2 TTS)			
ペイロード部	1パケットの送信サイズ			
	192 byte×6 (MPEG-2 TTS)			
フレームレート	29. 97fps			
GOP	構造 IPPP			
	フレーム数/GOP 15 もしくは30			
ワイパー制御	IP 通信方式 : BA コマンド	Aldered are also tracked a		
	ON:BA8881	装置ID判別無し		
	0FF:BA8880	接点の場合を除く		
	漢字、かな、カナ、英数字			
文字重畳機能	(16 文字以上)			

(3) 車線監視制御装置とのワイパ制御信号を接点とした場合のインタフェースは表 3-2-3.2~ 3 とする。

#### 表 3-2-3.2 接点インタフェース

X o a ora 100m ( T )						
制 御	内 容	信号状態	備考			
車線監視制御装置 →車線監視カメラ (ワイノ帯)御信号)	無電源正接点 無制御時: 開接点 制 御 時: 50ms±10%/シレス 閉接点	50m s ± 10% on off	制御信号受信後、ワイパを一定時間動作させる。			

## 表 3-2-3.3 接点入力詳細

定格電圧	DC24V±10%
接点電流電源容量	10mA以上

# 3-2-4 電源部の機能

電源部は本装置の各部に電源を供給する。必要な場合には各部が独立した電源部を有することもできる。

また、消費電力は、100VA以下とする。